

令和2年度

(第1回)

# 能美市都市計画審議会

## 議案書

日 時 令和3年3月30日 (火)  
午前10時

場 所 能美市役所本庁舎 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 会長の互選

3. 審 議 事 案

議案第1号 能美都市計画特別用途地区の変更について (能美市決定)

4. 閉 会

## 能美市都市計画審議会委員

委員数 15名以内

### ・学識経験を有する者（第2条第2項第1号）

委 員	能美市農業委員会会长	竹 本 敏 晴
委 員	能美市商工会会長	本 裕 一
委 員	金沢工業大学名誉教授	森 俊 健
委 員	北陸先端科学技術大学院大学教授	山 本 外茂男

### ・市議会の議員（第2条第2項第2号）

委 員	能美市議会議長	居 村 清 二
委 員	能美市議会総務産業常任委員長	田 中 策次郎

### ・関係行政機関の職員（第2条第2項第3号）

委 員	石川県南加賀土木総合事務所長	宮 田 政 佳
委 員	石川県南加賀農林総合事務所長	橘 順 吉
委 員	石川県南加賀保健福祉センター所長	沼 田 直 子

### ・市 民（第2条第2項第4号）

委 員	能美市町会連合会会长	山 先 満 広
委 員	能美市婦人団体協議会副会長	谷 田 好 子
委 員	社会福祉法人石川サニーメイト理事長	中 村 純 子

任 期 令和4年1月31日まで

## 審議事案

議案番号	議案
議案第1号	能美都市計画特別用途地区の変更について（能美市決定）

## 能美都市計画特別用途地区の変更（能美市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

上段朱書きは変更前

種類	面積	備考
能美市特別工業地区	49.0	建築物の制限の概要 〃
第一種特別工業地区	約 52.0ha	○風俗営業店舗等の抑制（第一種～第八種 共通） 〃
第二種特別工業地区	約 92.8ha	○公害発生型工場の抑制 (第一種、第三種、第四種、第七種、第八種 共通) 〃
第三種特別工業地区	約 8.0ha	○専用住宅の抑制（第二種、第六種～第八種 共通） 〃
第四種特別工業地区	約 3.4ha	○大規模店舗、遊戯施設（劇場、映画館を除く。）、 大規模集客施設、自動車教習所、畜舎の抑制（第五種） 〃
第五種特別工業地区	約 140.0ha	○店舗、遊戯施設、病院、福祉施設等の抑制（第六種） 〃
第六種特別工業地区	約 13.0ha	○ホテル、遊戯施設、学校等の抑制（第七種、第八種） 〃
第七種特別工業地区	約 6.2ha	
第八種特別工業地区	約 4.3ha	
合計	約 319.3ha	

「区域は計画図表示のとおり」

### 【理由】

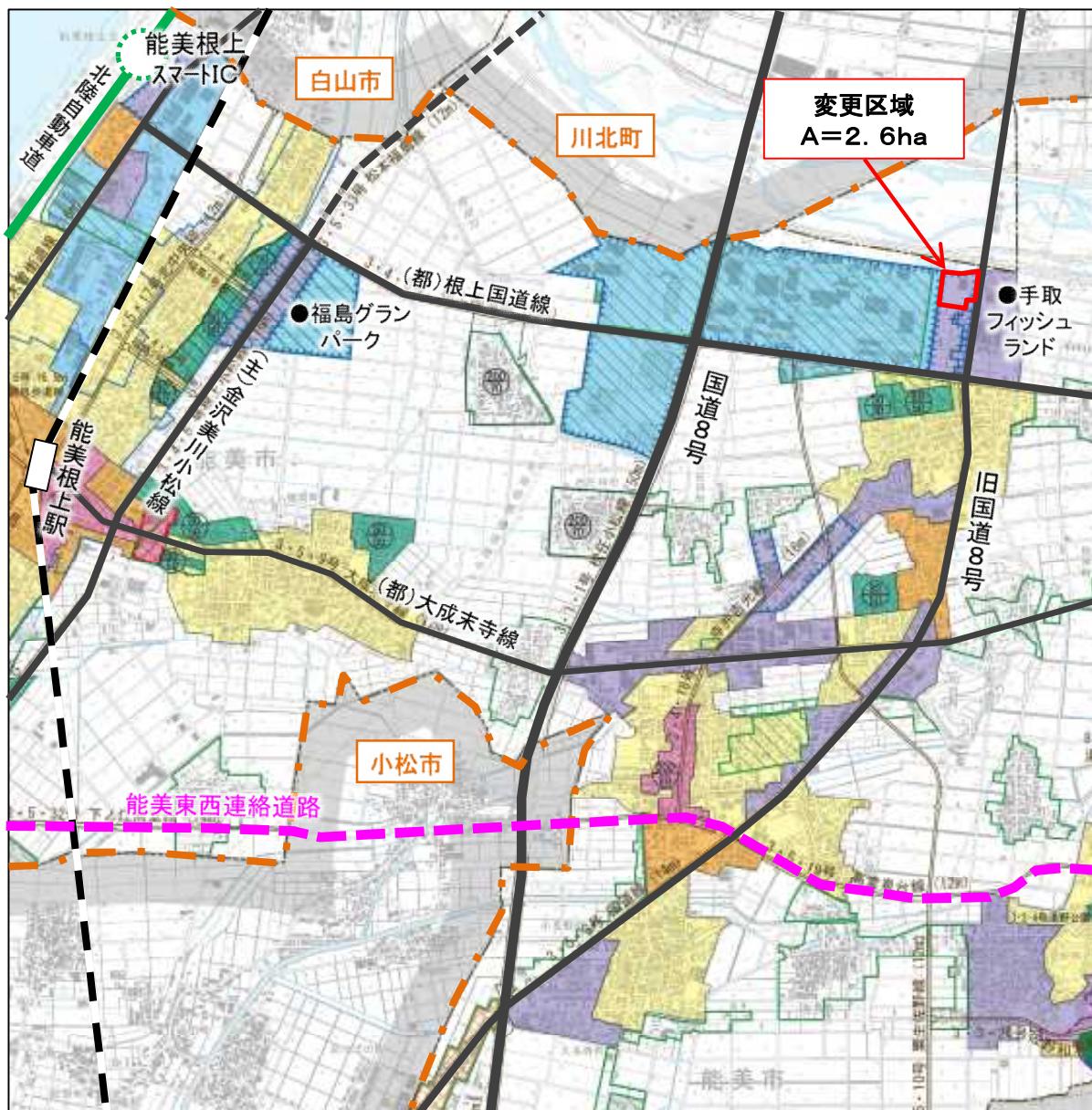
本市では、用途地域内において、特に土地利用の増進や環境の保護等を図る必要のある地区については、基本となる用途を補完する特別用途地区（特別工業地区）を指定することで、地域の特性を活かした土地利用の規制・誘導を図っている。

本地区においては、工業用途を一部規制しつつ、レジャー・遊戯施設の受け入れを許容する第四種特別工業地区が指定されているが、社会情勢の変化により新たな遊戯施設が立地する見込みが無い状況にある。一方で、能美市においては企業誘致の需要が高く、既存の工業団地が完売となっており、さらなる企業進出のニーズが見込まれる状況にあることから、今回、本地区の土地利用の方針を改めるものである。

本地区については、企業誘致の受け皿としての活用を促進するため、第四種特別工業地区から、風俗・遊戯施設等の立地を規制する一方で従来よりも多目的な工業系の土地利用を可能とする第一種特別工業地区に土地利用を改めるものである。

# 能美都市計画特別用途地区の変更

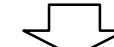
## 位置図



## 【変更概要】

○特別工業地区の種別の変更  $A=2.6\text{ha}$   
(規制内容の変更)

現計画 第四種特別工業地区



変更後 第一種特別工業地区

## 計画図

